

申告書の書き方

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩雑損控除 申告書の1枚目裏面の⑩雑損控除額の計算を参照	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（平成26年中の所得が38万円以下の者に限る。）が平成26年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。 ※雑損控除額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い金額です。 (1) (損害金額－保険金などで補てんされる金額)－総所得金額等×10%の額 (2) 災害関連支出の金額－5万円 ※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付又は提示してください。															
⑪医療費控除 申告書の1枚目裏面の⑪医療費控除額の計算を参照	平成26年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから払戻しを受けた金額、高額療養費等を記入してください。 ※医療費控除額は、支払った医療費（保険金などで補てんされる金額を引いたもの）－総所得金額等×5%（ただし、10万円を超える場合は10万円）の額です。（最高限度額200万円） ※医療費などに要した費用の証明書（領収書など）を添付又は提示してください。															
⑫社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが平成26年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険料、国民年金の保険料、厚生年金の保険料、雇用保険の保険料、介護保険の保険料などです。 ※配偶者の公的年金から天引きされている介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、社会保険料控除の対象とはなりません。 ※国民年金保険料については、領収書等支払証明書の添付又は提示が必要です。															
⑬小規模企業共済等掛金控除	あなたが平成26年中に小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）又は都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。 ※掛金の額と氏名を証する書類を添付又は提示してください。															
⑭生命保険料控除	平成26年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約の保険料を支払った場合及びあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。平成25年度から控除額等が見直されましたので、新旧の一般生命保険料、新旧の個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※生命保険料控除額は、5ページをご覧ください。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付又は提示してください。															
⑮地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約などのために、あなたが平成26年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。これまでの損害保険料控除は短期、長期ともに廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料については経過措置が適用されます。地震保険料と旧長期保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※地震保険料控除額は、5ページをご覧ください。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付又は提示してください。															
⑯寡婦控除 寡夫控除	あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円（平成26年中の所得が500万円以下で、扶養親族である子を有する人は30万円）の寡婦控除を受けることができます。 (1) 平成26年12月31日現在、夫と死別又は離婚した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族や平成26年中の所得が38万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族等でない子に限る。）のある人 (2) 平成26年12月31日現在、夫と死別した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、平成26年中の所得が500万円以下の人 平成26年12月31日現在、あなたが次の(1)～(3)のすべてに該当する場合には、26万円の寡夫控除を受けることができます。 (1) 妻と死別又は離婚した後婚姻していないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。 (2) 平成26年中の所得が38万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族等でない子に限る。）のあること。 (3) 平成26年中の所得が500万円以下であること。															
⑰勤労学生控除	平成26年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、平成26年中の所得が65万円以下（うち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。															
⑱障害者控除	平成26年12月31日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円（ただし、これらの人が特別障害者の場合には、1人につき30万円、同居特別障害者の場合には、1人につき53万円）の障害者控除を受けることができます。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>戦傷病者手帳</th> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A1・A2</td> <td>1級</td> <td>特別項症から第3項症</td> </tr> <tr> <td>その他障害者</td> <td>3級以下</td> <td>B1・B2</td> <td>2級・3級</td> <td>第4項症以下</td> </tr> </table> <p>※上記の手帳をお持ちでない方でも、市内在住の65歳以上の方で次の条件に当てはまり、市が交付する障害者控除対象者認定書があれば障害者控除を受けられる場合があります。 要介護・要支援認定（要支援2以上）を受けておられる方 ①知的障害者に準ずる障害がある方（認知症の高齢者） ②加齢に伴う身体機能の低下により、寝たきり状態にある方（認定書の申請及びお問い合わせは、大津市健康長寿課 ☎077-528-2741までお願いします。）</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1級・2級	A1・A2	1級	特別項症から第3項症	その他障害者	3級以下	B1・B2	2級・3級	第4項症以下
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳												
特別障害者	1級・2級	A1・A2	1級	特別項症から第3項症												
その他障害者	3級以下	B1・B2	2級・3級	第4項症以下												
⑲配偶者控除 ⑳扶養控除-16歳未満の扶養親族(控除対象外) ㉑配偶者特別控除	あなたに配偶者や扶養親族がある場合には、配偶者控除や扶養控除を受けることができます。配偶者及び扶養親族とは、平成26年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者や親族で、平成26年中の所得が38万円以下（給与収入で103万円以下）の人です。年の中途で死亡された人は含みませんが、事業専従者は含みません。 ※配偶者控除額及び扶養控除額は、5ページをご覧ください。															
㉒基礎控除	33万円です。															

申告書の記載例（複写になっていますので、2枚重ねたまま記入してください。）

平成27年度 市民税・県民税申告書 (平成26年分)

(あて先)大津市長
平成 年 月 日提出

住所	大津市 御陵 丁目 3 番 1 号	番地	号室
フリガナ	オオツ タロウ	電話番号	523 - 1234
氏名	大津 太郎	職業	会社員(兼農業)
生年月日	明・大 昭平 25 年 6 月 3 日		

※申告書は2部複写になっていますが、1部目裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑩	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
⑪	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	
⑫	社会保険の種類	支払った保険料	
⑬	国民年金・介護-その他	136,360	円
	国民健康保険-その他	175,170	円
⑭	合計	311,530	円
	新生命保険料の計	144,000	円
⑮	新個人年金保険料の計	120,000	円
	介護医療保険料の計	60,000	円
⑯	地震保険料の計	60,000	円
	旧長期損害保険料の計		円
⑰～⑱	氏名	大津 二郎	障害の程度
⑲～㉑	配偶者の氏名	大津 花子	配偶者の合計所得金額
⑳	氏名	大津 一郎	同居/別居
	大津 美樹	同居	子 33
	大津 春子	同居	子 45
	大津 二郎	同居	母 45
㉒	氏名	大津 二郎	同居/別居
			子

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

1	営業等	ア	
	農業	イ	240,000
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	2,600,000
	公的年金等	キ	1,800,000
	その他	ク	
	短期	ケ	
	長期	コ	
	一時	サ	

2	営業等	①	
	農業	②	30,000
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	1,640,000
	雑	⑦	975,000
	総合譲渡	⑧	
	①～⑧の計	⑨	2,645,000

4	雑損控除	⑩	
	医療費控除	⑪	42,000
	社会保険料控除	⑫	311,530
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	70,000
	地震保険料控除	⑮	25,000
	寡婦(寡夫)控除	⑯	0,000
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	530,000
	配偶者控除	⑲	330,000
	配偶者特別控除	⑳	0,000
	扶養控除	㉑	1,230,000
	基礎控除	㉒	330,000
	⑩～㉒の計	㉓	2,868,530

収入金額等及び所得金額(申告書の1枚目裏面の明細も書いてください。)

- 収入金額…平成26年中に収入することの確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。)を記入してください。
- 必要経費…収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常生活に要した生活費は含まれません。
- 所得金額…収入金額から、必要経費及び青色申告特別控除額等を差し引いた金額(給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額)を記入してください。

①営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業(医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等)などから生じる所得(農業以外の事業から生じる所得)を記入してください。※収支内訳書を添付してください。
②農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる所得を書いてください。※収支内訳書を添付してください。
③不動産	地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。※収支内訳書を添付してください。
④利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得を書いてください。次の所得については課税されませんから、申告する必要はありません。 (1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2) 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得
⑤配当	平成26年中に国内法人から支払いを受けるべき株式の配当、出資の配当、中間配当及び剰余金の分配による所得について、下記の表のとおり申告してください。

区分	市民税・県民税
上場株式等の配当	申告不要 (申告するかどうかが選択可能) ※注1
その他 (非上場株式等に係る配当)	申告必要

※注1…住民税5%が配当割として特別徴収されています。申告は不要ですが、申告した場合は、算出された所得割額から配当割額相当額を控除し、精算します。平成22年度より総合課税の他に分離課税でも申告できるようになりました。(⇒5ページの参考をご覧ください)申告する場合、申告書裏面の「13 配当割額又は株式譲渡割額の控除に関する事項」欄に控除額を記入し、分離課税を選択した場合は「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」も添付してください。分離課税用申告書が必要な方は、市民税課まで申し出てください。

給与、賃金、賞などを記入してください。(給与の収入金額(カ)を必ず記入してください。)

給与所得金額の速算表…給与等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
から まで	から まで	から まで	から まで
650,999円まで	0円	1,628,000円	1,799,999円
円	円	円	円
651,000円	1,618,999円	1,800,000円	3,599,999円
円	円	円	円
1,619,000円	1,619,999円	969,000円	3,600,000円
1,620,000円	1,621,999円	970,000円	6,600,000円
1,622,000円	1,623,999円	972,000円	10,000,000円
1,624,000円	1,627,999円	974,000円	15,000,000円以上

※給与所得者で勤務先から源泉徴収を交付されている人は申告書に付けてください。

●雑所得の金額の計算(次の①、②の算式によって計算した金額の合計)

① 公的年金等に係る雑所得
公的年金等(恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除きます。)から生じる所得を記入してください。(公的年金等の収入金額(キ)を必ず記入してください。)

公的年金等に係る雑所得金額の速算表…公的年金等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(円)	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満 (昭和25.1.2以降)	※～1,300,000	収入金額-700,000円
	1,300,001円	収入金額×75%-375,000円
	4,100,001円	収入金額×85%-785,000円
65歳以上 (昭和25.1.1以前)	7,700,001円以上	収入金額×95%-1,555,000円
	※～3,300,000	収入金額-1,200,000円
	3,300,001円	収入金額×75%-375,000円
4,100,001円	収入金額×85%-785,000円	
7,700,001円以上	収入金額×95%-1,555,000円	

※～1,300,000 → ただし、収入金額が700,000円以下の場合、所得金額は0円となります。
※～3,300,000 → ただし、収入金額が1,200,000円以下の場合、所得金額は0円となります。

② 公的年金等以外の雑所得に係る総収入金額 - 必要経費
作家以外の人の印税、原稿料、個人年金、互助年金などを記入してください。
※申告書2枚複写の1枚目裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に明細をご記入ください。

⑧総合課税の譲渡一時

船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。長期譲渡に該当するもの…5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合
短期譲渡に該当するもの…保有期間5年以内で譲渡した場合
「特別控除額」は、通常の場合は50万円ですが、取用があった場合などは特例を受けることができます。
生命保険、郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞せん金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得を記入してください。「特別控除額」は、通常の場合は50万円です。
※申告書2枚複写の1枚目裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に明細を記入してください。
一時所得の金額 = 総収入金額 - その収入を得るために支出した金額 - 特別控除額
総所得金額 = 一時所得の金額 × 1/2

給与及び公的年金以外の所得がある方は、市民税・県民税の納税方法を選択してください。